

# 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について

(第26回：令和3年9月30日時点)

## 《調査の目的》

食品安全基本法第23条第1項第4号の規定に基づき、関係行政機関（リスク管理機関）の施策（リスク管理措置）の実施状況を監視するための調査を行い、食品安全委員会が行った食品健康影響評価がリスク管理措置に適切に反映されているかを把握するもの。

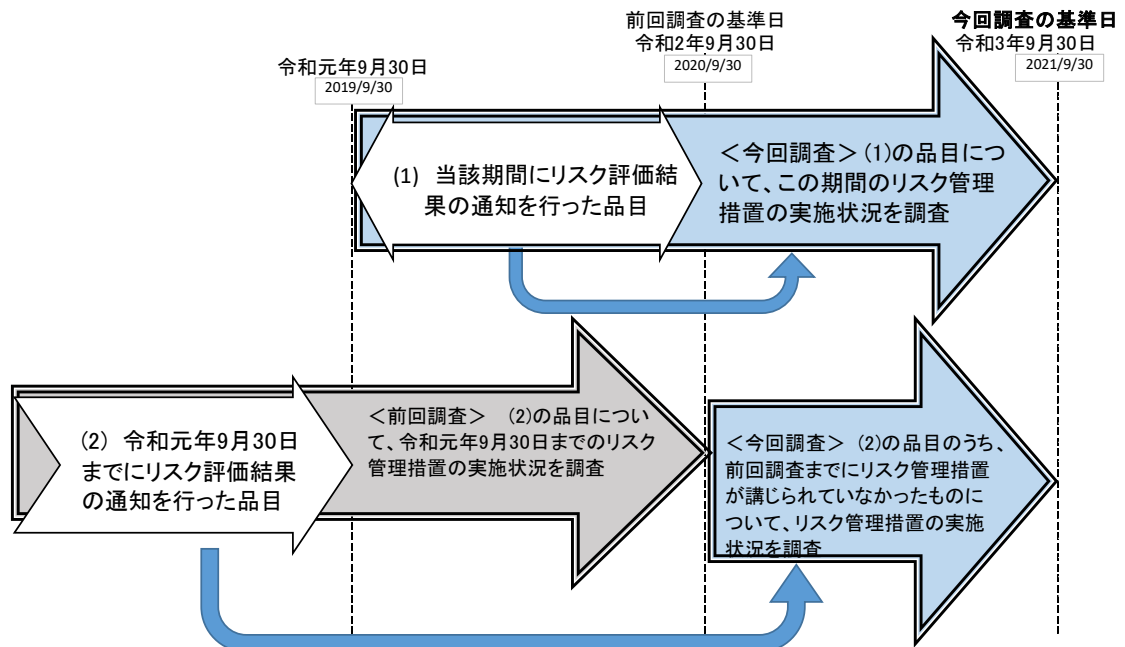
## 《調査対象品目》

食品安全委員会がリスク管理機関に食品健康影響評価結果を通知した下記品目（計181件）

- (1) 令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に通知を行った品目（98件）
- (2) 令和元年9月30日以前に通知が行われたが、前回調査で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目（83件）

## 《調査基準日》

令和3年9月30日



《施策の実施状況一覧表》 ※ 各項目中、上段は件数、下段は対象件数中の割合

※ 複数の分野に係るものは、それぞれの分野に計上

	a. リスク管理措置済み		b. リスク管理措置に向けて 手続中		c. 審議会で 審議中		d. 審議会の開催 に至っていない	
	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回
食品添加物	6 100%	25 100%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
農薬	49 49%	49 47%	12 12%	14 13%	8 7%	7 7%	31 31%	35 33%
動物用医薬品	14 58%	33 75%	3 13%	1 2%	0 0%	0 0%	7 29%	10 23%
器具・容器包装	1 14%	2 25%	0 0%	0 0%	6 86%	0 0%	0 0%	6 75%
汚染物質	6 100%	2 29%	0 0%	5 71%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
微生物・ウイルス等	2 100%	2 100%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
プリオン	4 80%	5 100%	1 20%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
かび毒・自然毒等	2 67%	0 0%	0 0%	0 0%	1 33%	2 100%	0 0%	0 0%
遺伝子組換え食品等	10 100%	16 100%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
新開発食品	6 86%	2 67%	1 14%	0 0%	0 0%	1 33%	0 0%	0 0%
肥料・飼料等	7 100%	11 92%	0 0%	0 0%	0 0%	1 8%	0 0%	0 0%
薬剤耐性菌	4 100%	9 90%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	1 10%
その他 (食衛法指定成分等関係)	0 0%	2 100%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
合計	111 61%	158 66%	17 9%	20 8%	15 8%	11 5%	38 21%	52 22%

注：表中の a～d の区分について

a：規格基準を設定する等のリスク管理措置が講じられたもの。

b：規格基準を設定する等のリスク管理措置の方針が決定済みで、実施に向けて手続中のもの。

c：審議会で審議中のもの。

d：審議会の開催に至っていないもの。

## 《施策の実施状況の概要》

### 1. 措置状況の概況について

#### (1) 全体的な措置状況

- ・食品添加物、汚染物質、微生物・ウイルス等、遺伝子組換え食品等、肥料・飼料等、薬剤耐性菌では、調査対象の全ての品目について、リスク管理措置が講じられていた。その他（食衛法指定成分等関係）は調査品目無し。
- ・新開発食品、プリオンでは、10件（新開発食品6件、プリオン4件）でリスク管理措置が講じられており、残る2件（各1件）については、リスク管理措置の実施に向けて手続き中であった。
- ・農薬、動物用医薬品、器具・容器包装、かび毒・自然毒等については、下記（2）～（4）参照。

#### (2) 農薬、動物用医薬品について

調査対象の計124件のうち、63件（農薬49件、動物用医薬品14件）でリスク管理措置が講じられており、15件（農薬12件、動物用医薬品3件）でリスク管理措置の実施に向けて手続中で、8件（農薬8件）で審議会で審議中であった。審議会の開催に至っていない残る38件（農薬31件、動物用医薬品7件）について、時間を要している理由を確認したところ、①食品安全委員会への再諮問のために資料収集が必要であること、②基準設定に必要な海外データ等の収集が必要であること、③他の行政機関での対応を待つ必要があること等であった。なお、この38件中34件（農薬27件、動物用医薬品7件）は、令和元年9月30日以前にリスク評価結果が通知されたもの（調査時点で2年以上経過しているもの）である。

#### (3) 器具・容器包装について

調査対象の計7件のうち、1件でリスク管理措置が講じられており、6件で審議会で審議中であった。この6件については、令和2年2月28日付け「食品、添加物等の規格基準の一部改正する件」（令和2年厚生労働省告示第196号）により、別表第1のポジティブリストに添加剤の規定として規格を設定した（令和2年6月1日施行）。令和3年1月に開催した、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会において、食品健康影響評価結果を踏まえた、リスク管理について審議を開始した。

#### (4) かび毒・自然毒等について

調査対象の3件は、デオキシニバレノール（DON）（第1、2版）及びオクラトキシンAで、「自ら評価」の対象である。オクラトキシンAについては、施策の実施に向けて審議会における審議等が進められている状況であり、具体的には、以下のとおりであった。

○ オクラトキシン A (厚生労働省)

平成 26 年 10 月 21 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議が行われ、小麦、大麦及びライ麦については、コーデックスに準じて基準値を設定することとされた。その後、平成 28 年 11 月 29 日の同部会で、オクラトキシン A については偏在性が指摘されており、より正確に汚染実態を把握する観点からデータ収集を行う旨の報告が行われ、現在、これを踏まえつつ、以下の取組を行うこととされている。なお、かび毒の汚染は、作物が収穫された年の気候等に影響され、年による変動が大きいことが推測されるため、調査に一定期間が必要であり、数年間継続して調査が実施されている。

- ・ 小麦と大麦については、農林水産省と共同で汚染実態調査が行われており、引き続き調査が行われる予定である。
- ・ また、ライ麦及び人の嗜好の違いによって比較的高頻度に食べられる可能性のある食品（インスタントコーヒー、ワイン等）についても汚染実態調査が行われており、引き続き調査が行われる予定である。

※ 同時に評価結果を通知した農林水産省は、第 20 回調査（H26.9 末時点）でリスク管理措置済み。

## 2. リスク管理措置が講じられた主な品目について

### (1) デオキシニバレノール (DON) (厚生労働省)

平成 22 年 12 月 14 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議が行われ、汚染実態調査等の情報収集を経て、平成 29 年 9 月 22 日の同部会において、小麦に対して 1.0mg/kg 以下の基準値を設定する方針が了承された。平成 30 年 2 月 22 日に、同基準により食品中の DON の規格基準を設定することについて食品安全委員会に諮問され、令和元年 12 月 24 日に食品安全委員会において評価結果を取りまとめ、通知した。当該評価結果を踏まえ、令和 2 年 9 月 30 日の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会にて審議が行われ、審議の結果、実態調査等は引き続き必要とされたものの、小麦に対して 1.0mg/kg 以下の基準値を設定する方針が了承された。

その後、令和 2 年 12 月 9 日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会にて審議が行われ、基準値設定に向けて所要の手続きを経て、令和 3 年 7 月に「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（小麦中のデオキシニバレノールに係る基準値の設定）」（令和 3 年 7 月 30 日生食発 0730 第 7 号）が発出された。

※ 同時に評価結果を通知した農林水産省は、第 20 回調査（H26.9 末時点）でリスク管理措置済み。